

芦屋市総合戦略

目次

| | |
|--|----|
| 1. 人口ビジョン及び総合戦略の策定趣旨 | 1 |
| (1) 背景・目的 | 1 |
| (2) 総合戦略の位置づけ | 2 |
| (3) 総合戦略の計画期間 | 2 |
| 2. 本市における地方創生の考え方と目標 | 3 |
| (1) 地方創生の考え方 | 3 |
| (2) 人口の目標 | 4 |
| (3) 総合戦略の基本目標 | 5 |
| (4) 取組の体系 | 6 |
| 3. 安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承していくための取組 | 7 |
| (1) 良質な住まい・住環境の形成 | 7 |
| (2) 地域における医療・福祉の充実 | 13 |
| (3) 安全・安心なまちづくりの推進 | 17 |
| 4. 若い世代の子育ての希望をかなえるための取組 | 23 |
| (1) 妊娠・出産・子育ての支援 | 23 |
| (2) 教育環境の充実 | 27 |
| 5. 基本目標における重要業績評価指標〔KPI〕 | 32 |
| 6. 総合戦略を実行していくために | 34 |
| (1) 総合戦略の推進体制と進行管理の仕組み | 34 |

本文中、「*」を付している用語については、「参考資料」の用語説明の対象としているものです。

1. 人口ビジョン及び総合戦略の策定趣旨

(1) 背景・目的

○「まち・ひと・しごと創生法」が施行、公布〔平成26年（2014年）11月〕

以下、3点を目的としたまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法が施行、公布されました。

- ・ 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける
- ・ 東京圏への人口の過度の集中を是正
- ・ 地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持する

○国が「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・創生総合戦略」を策定

日本の人口の現状と将来像を示し、人口減少に関する問題を明らかにする「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、国と地方が総力を挙げて取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が国において策定されました。

- ・ 「まち・ひと・しごと創生法」は各自治体に対して、平成27年度（2015年度）中の「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を努力義務としています。

本市においても、これらの課題に取り組む必要性を踏まえ、

- ◆ 「芦屋市人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という）
- ◆ 「芦屋市総合戦略」（以下、「総合戦略」という）を策定します。

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要

◎基本的な考え方

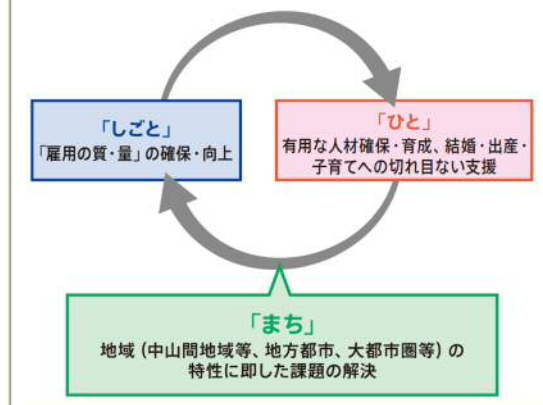
- ①人口減少と地域経済縮小の克服
- ②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

◎今後の施策の方向

- 基本目標① 地方における安定した雇用を創出する
- 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

「しごと」と「ひと」の好循環、
それを支える「まち」の活性化

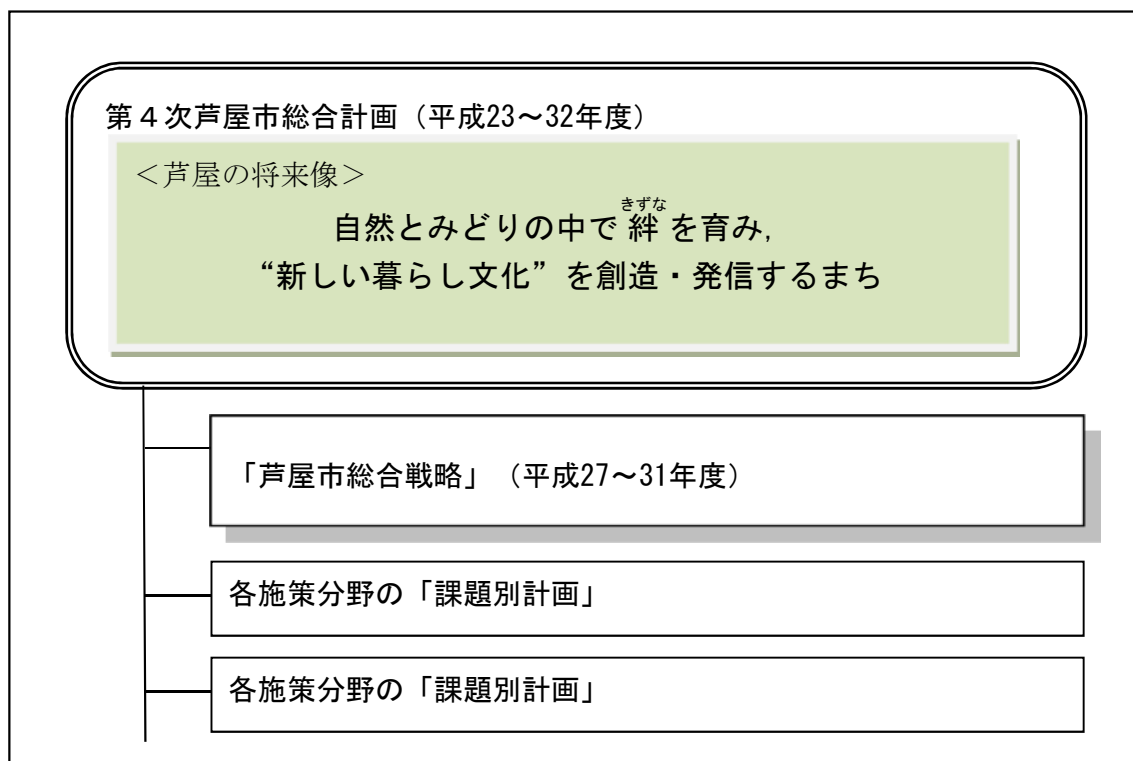


(2) 総合戦略の位置づけ

○総合計画との関係（課題別計画としての位置づけ）

本市では、「第4次芦屋市総合計画」を最上位計画とし、各施策分野の課題別計画とあわせてまちづくりを進めています。

総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に定められる「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定するものであり、各施策分野の課題別計画の一つとして位置づけるものです。



(3) 総合戦略の計画期間

○計画期間は5年

本市が策定する総合戦略の計画期間は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と同じ、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年とします。

2. 本市における地方創生の考え方と目標

(1) 地方創生の考え方

○人口ビジョンから見える課題

現在のところ人口減少ではないものの、将来人口推計によれば、平成37年（2025年）をピークに人口は減少局面に入っていくと見込んでいます。

・将来の人口減少に歯止めをかけるためには、社会増減、自然増減の両面におけるアプローチが必要

○本市における社会増減・自然増減の状況

社会増減については、現状で転入者が転出者を上回る傾向で推移しており、特に30～40歳代といった生産年齢人口の転入が多くなっています。

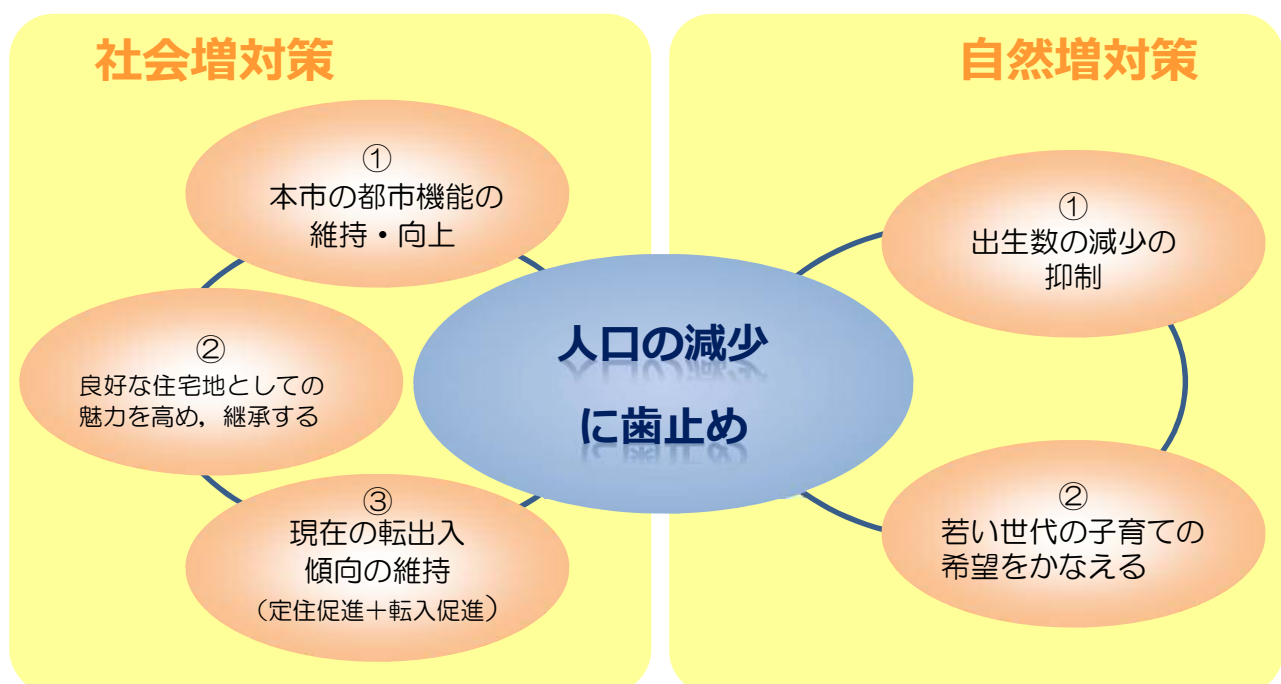
自然増減については、近年は死亡数が出生数を上回る自然減で推移しています。



〔社会増減への対応〕 生産年齢人口の転入の流れを今後も維持する。

〔自然増減への対応〕 出産・子育てに関する取組を充実させる。

地方創生の考え方



(2) 人口の目標

○目標は平成72年（2060年）に86,000人以上

総合戦略を着実に実行し、平成72年（2060年）に86,000人以上（H22年度比△6.8%）の人口規模を目指します。

人口目標

◆短期的目標〔～平成32年（2020年）〕

- ・現在の出生数を維持するとともに、社会増の状態（転入者数が転出者数を上回っている）も維持し、人口規模も現状を上回る水準を目指します。

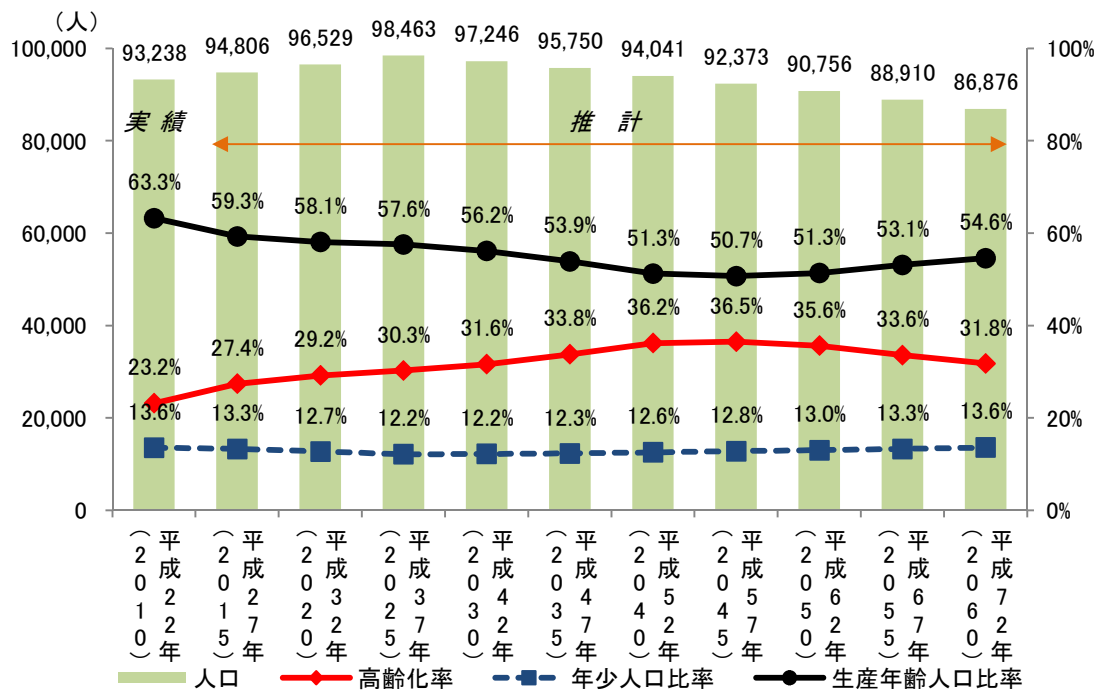
◆中期的目標〔～平成37年（2025年）〕

- ・引き続き、出生数、社会増の状態を維持し、人口規模もさらに増加する水準を目指します。

◆長期的目標〔～平成72年（2060年）〕

- ・長期的にも、出生数、社会増の状態を維持し、人口規模86,000人以上を目指します。

図表 人口の将来推計（「出生数維持」及び「社会増」の場合）



(合計特殊出生率の設定)

| | 平成22年 (2010) | 平成27年 (2015) | 平成32年 (2020) | 平成37年 (2025) | 平成42年 (2030) | 平成47年 (2035) | 平成52年 (2040) | 平成57年 (2045) | 平成62年 (2050) | 平成67年 (2055) | 平成72年 (2060) |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 総人口(人) | 93,238 | 94,806 | 96,529 | 98,463 | 97,246 | 95,750 | 94,041 | 92,373 | 90,756 | 88,910 | 86,876 |
| 合計特殊出生率 | 1.32 | 1.37 | 1.52 | 1.60 | 1.64 | 1.63 | 1.61 | 1.60 | 1.62 | 1.65 | 1.68 |

(3) 総合戦略の基本目標

○2つの基本目標

本市の地方創生の考え方を踏まえ、総合戦略の基本目標を次のとおりに設定します。

基本目標1 安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承する

恵まれた自然環境や交通の利便性などの立地条件に加え、本市の特徴であるまちなみを維持・保全し、更に清潔で美しく、安全なまちづくりを進めていくことで、今ある魅力を堅持しながら、住宅都市としての機能や付加価値を高め、本市の良さを引き続き継承します。

[数値目標]

- ◆人口の社会増〔H22～H26〕 1,718人 → 〔H27～H31〕 3,200人以上
- ◆市民の定住意向〔H26〕 84.6% → 〔H31〕 90.0%

基本目標2 若い世代の子育ての希望をかなえる

妊娠・出産期から切れ目のない子育て支援のため、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じた支援の充実を図るとともに、学校教育の充実を目指します。

[数値目標]

- ◆若い世代（20代～40代）の幸福感
〔H26〕 7.1点 → 〔H31〕 8.0点
- ◆出生数〔H26〕 783人 → 〔H31〕 783人
- ◆待機児童数〔H26〕 131人 → 〔H31〕 0人

○本市の総合戦略における取組の考え方

本市の総合戦略は、次の考え方に基づき取り組みます。

本市の総合戦略は、上記の基本目標のもと、これまで取り組んできた本市の特色を生かしながら、「第4次芦屋市総合計画後期基本計画」と一体的に取り組むことを基本とします。

(4) 取組の体系

○取組の体系図

次の体系に沿って取組を進めます。



3. 安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承し

〔基本目標 1〕安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承する

(1) 良質な住まい・住環境の形成

◆景観の保全・育成

1 芦屋市の特色

○全国唯一の全市景観地区指定による品格あるまちづくり

平成 21 年（2009 年）に全国に先駆けて全市域を景観法による景観地区に指定し、さらに芦屋のシンボルでもある芦屋川の沿岸部についても独自の景観地区（*芦屋川特別景観地区）に指定するなど、特徴あるまちづくりを進めています。



芦屋川の風景

○いつの時代も市民に親しまれている芦屋のシンボル「芦屋川」

市の南北に流れる芦屋川は、都市部の河川としては自然が多く残る河川です。

また、天井川であり、明治 7 年（1874 年）に開通した大阪～神戸間の現 JR 神戸線は、「芦屋川トンネル」の名で芦屋川の下を通っています。当時日本で初めて“トンネル”という言葉が使われたと言われていています。平成 22 年（2010 年）に開通した山手幹線芦屋川隧道も、芦屋川の良好な景観を守るため JR 神戸線と同様に芦屋川の下を通るアンダー構造としています。

○きめ細かな基準により守られている景観

本市では、高さ規制、最低敷地面積、緑化規制、景観規制など、規制の厳しさは全国でもトップクラスです。規制により良好な住環境を保持することで、地価を維持・向上させています。

住民参加による地域の特性に応じたまちづくりとして、「地区内に建てることのできる建物の用途や高さの制限」など、きめ細かい「ルール」を決める「*地区計画」の制度があります。現在は 22 地区（市域の約 2 割）を指定し、美しい住宅地の景観を保全・育成するために取り組んでいます。

○パチンコ店などが存在しないまち

平成 8 年（1996 年）に「生活環境保全のための建築等の規制に関する条例」を定め、風俗営業などの立地を厳しく規制することで、良好な住環境と教育環境を保全しています。

2 今後の取組〔重点施策〕

① 芦屋らしい美しい景観をまもる・つくる・そだてるため、景観誘導施策を更に進めます。

- ・芦屋らしい広告景観を形成するため、独自条例の周知、徹底や市民参画による運用を推進します。
- ・美しい景観形成と道路の防災性能向上のため、芦屋川両岸などの無電柱化の整備を行うとともに、景観計画及び防災面を考慮した無電柱化整備計画を検討します。

※後期基本計画 10-2-1（抜粋）

ていくための取組

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 「芦屋市屋外広告物条例（H28.4施行予定）」の施行に伴い発生する既存不適格広告物の撤去推進策
- ◎ J R 芦屋駅南地区などの無電柱化整備計画の検討
- ◎ 芦屋川沿い、さくら参道の無電柱化の実施
- ◎ 阪急以南の歩道に雨水対策も兼ね透水性舗装の実施
- ◎ 幹線道路毎に愛称を決め、看板や街路樹を統一的に整備

② 良質な住宅ストック形成への対策を進めます。

- ・ 中古住宅流通に携わる関係団体との調整を行うなど、中古住宅のリフォーム改修の促進を図ります。
- ・ 空き家（戸建，集合）の現状を把握し，課題などを整理するための取組として，分譲マンションの利用状況調査を実施し，今後の取組を検討します。

※後期基本計画 13-1-2（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 住宅などの需要の実態を調査し，流通における課題などを検証

③ 住宅都市に必要な都市施設を計画的に整備していくための検討を行います。

- ・ J R 芦屋駅南地区において，本市の玄関口としてふさわしい，住宅・商業・公益・交通の各機能を備えた魅力あるまちづくりを推進します。

※後期基本計画 13-2-3（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 「芦屋を発信するまち」として「まちの玄関・交流・案内から発信機能をもつ」，「まちづくりのめざすべき目標・効果をもつ」をコンセプトに，駅前という特徴を生かした市街地整備を推進



J R 芦屋駅南地区

1 芦屋市の特色

○世界中の人々が一度は訪れてみたいと思うまちを目指して

『芦屋庭園都市』の実現に向けて、5つのアクションプログラムを策定し実施しています。その1つとして、*オープンガーデンの充実も掲げており、市民の方々とともに開催し、実施から10年目を迎える平成27年度（2015年度）は107の個人・団体の参加がありました。



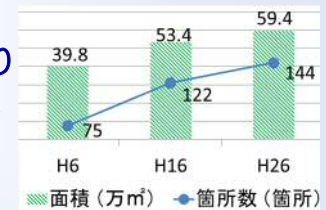
*オープンガーデン

○自然景観を取り込んだまちなみのデザイン

自然に恵まれた良好な環境をもつ住宅地として、緑ゆたかな美しいまちづくり条例に基づき、「*緑の保全地区」を指定し、まちの美観風致上の緑の環境を保全しています。また、景観計画においても、緑化基準を定め地域の景観とも調和を図っています。

○都会の中でも自然と触れ合い、安らげる公園・緑地づくり

子どもから高齢者まで、様々な世代に親しまれる公園・緑地を整備しています。



公園・緑地面積と設置数

○都市に潤いを与える花と緑の彩り



学校園花いっぱい活動

*オープンガーデンの開催とともに、学校園などの公共施設に緑化資材の配布や、緑化活動に取り組んでいる団体に活動助成をするほか、団体間の交流を進めています。

2 今後の取組〔重点施策〕

① まちなかを花と緑で彩り、市民とともに緑を守り育てます。

- ・*オープンガーデンの参加者や、緑化などの活動団体を増やす取組を進め、市民による市内を花と緑でいっぱいにする活動を促進します。
- ・街路樹、公園、緑地等、市民との協働を図りながら適切に維持管理を行うとともに、市街地における公園、緑道、街路樹等により緑が連続的につながるような公園配置を検討します。
- ・*緑の保全地区における規制内容の周知と徹底、*景観重要樹木や*保護樹の指定を検討します。

※後期基本計画10-1-1

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- 庭園都市の推進に向けて、緑化団体などへの助成制度の見直し
- *オープンガーデンを更なる市民参画・協働の視点で参加者数を増やす取組の実施
- 樹木の維持管理基本計画や長寿命化計画等を定期的に見直ししながら、新たな都市公園の配置及び規模など、都市公園の整備方針の策定
- 公園利用に対するルールや維持管理方法等、地域との協働により役割分担を検討
- 総合公園を活性化させ、新たなニーズなどにも配慮した、利用しやすい公園を目指す取組の実施

1 芦屋市の特徴

○駅周辺での喫煙禁止と市内での歩きタバコの禁止

市民マナー条例（通称）により市内全域で歩行喫煙を禁止しています。特に全駅周辺を喫煙禁止区域としており、違反者への過料処分を定めています。過料処分者は平成23年度（2011年度）で467件ありましたが、平成26年度（2014年度）では208件まで減っています。



市民マナー条例指導員

2 今後の取組〔重点施策〕

① 市民と行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。

- ・市外からの来訪者にも市民マナー条例を守ってもらえるように、交通事業者などの関係機関との連携や官学協働等、様々な手段により、市の内外に向けた市民マナー条例の周知、啓発活動を強化します。

※後期基本計画 11-2-1（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎近隣市との情報交換や啓発キャンペーンの同時実施等を検討し、より効果的な周知、啓発の実施

1 芦屋市の特徴

○全国的に著名な弥生時代の「国指定史跡^{えげのやま}会下山遺跡」

三条町にある会下山遺跡は平成23年(2011年)2月に国指定史跡に指定されました。弥生時代(約2,000年前)の高地性集落跡として、考古学の世界では全国的に有名です。



国指定史跡会下山遺跡

○創建時の姿を今も残す「国指定重要文化財^{やまむら}旧山邑家住宅(ヨドコウ迎賓館)」



旧山邑家住宅(ヨドコウ迎賓館)

山手町の旧山邑家住宅(ヨドコウ迎賓館)は、現代建築の巨匠、フランク・ロイド・ライトが設計した世界的に有名な歴史的建造物です。現在は、(株)淀川製鋼所が所有し、ヨドコウ迎賓館として一般公開されています。外国からの見学者もあり、テレビドラマのロケ地としても活用されています。

○芦屋川が育んだ歴史「市指定文化財 芦屋川の文化的景観」

六甲山を背にする芦屋川がもたらす水の恩恵と水害の脅威が交錯して文化的景観が育まれてきたものです。そして天井川と扇状地に適応して発展してきた本市の成り立ちを示しています。

○文学あふれる芦屋のまち

芦屋は風光明媚な土地として、平安歌人たちの歌の題材として取り上げられました。「伊勢物語」第87段の物語から、芦屋は古くから在原業平ゆかりの地として知られ、大正時代には「業平橋」をはじめ橋名に、昭和19年(1944年)には「業平町」など町名に業平に関連する名称が採用されました。大正・昭和には、文豪谷崎潤一郎、詩人富田碎花らが居住し、近代芦屋のイメージを形成した「細雪」が生まれました。

○世界が評価する具体美術

戦後、吉原治良がリーダーとなって芦屋で設立された具体美術協会会員の作品が、芦屋市立美術博物館に多数収蔵されています。近年、ニューヨーク市のグッゲンハイム美術館で「Gutai」展が開催され、美術博物館の収蔵品も展示されました。国際的に高く評価されており、世界で「Gutai」の名は広く知られています。



美術博物館

2 今後の取組〔重点施策〕

① 芦屋の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く発信します。

- ・芸術、芸能、生活文化等のもとより、学術、景観、観光その他創造的活動をも含む個性豊かで幅広い芦屋文化を発信し、まちの魅力として定着を図ります。

※後期基本計画 2-1-1 (抜粋)

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 諸課題の解決策に文化の視点を取り入れ、各種計画などの施策の中で文化事業を実施
- ◎ 本市の文化として、スイーツなどの食文化など、まちの魅力を広く発信
- ◎ 文化ゾーンの3館（美術博物館、谷崎潤一郎記念館、図書館）が連携した事業の実施
- ◎ *阪神間モダニズム（近代の文化財、歴史的建造物、芸術、文学等）を調査、研究し、市民のまちへの誇りや愛着を育む事業の実施



谷崎潤一郎記念館

② 本市の住宅都市としての魅力発信につながる情報提供に努めます。

- ・ 全国でも優れた住宅都市としての本市の魅力について、市民参画・協働の視点で情報発信に取り組みます。

※後期基本計画 1-1-2（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 新たな広報媒体による魅力発信
- ◎ ご当地ナンバープレートの作成
- ◎ *ふるさと寄附金を通じた情報発信

③ 市民の意欲・特技・経験を生かし、地域を支える市民の力を豊かにする取組を支援します。

- ・ NPO、自治会等の市民活動のすそ野を広げ、地域を支える人材の発掘や育成を支援します。

※後期基本計画 1-2-1（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 自治会などの地域活動を支援
- ◎ 市民の絆を深めるため、地域の文化伝統を継承する取組を支援

④ 市民が主体となって活躍する*知の循環型社会の構築を目指します。

- ・ 芦屋の文化を知り、自らリーダーとなって活躍できる人材が豊富になるように、研修会や講習会を実施し、ボランティアを育成、支援します。
- ・ 個々の学習成果が社会に還元、活用され、市民の生きがいや更なる学習意欲につながるよう、市民が主体となった発表会や研修会等を実施します。

※後期基本計画 2-1-3（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 市民が講座や市民版*出前講座の講師等となり、自らの学びの成果を市民に還元していく取組の実施

(2) 地域における医療・福祉の充実

◆地域連携による充実した医療の提供

1 芦屋市の特徴

○高い医療技術と清潔でゆとりある空間が確保された市立芦屋病院

平成24年(2012年)に完成した市立芦屋病院新病棟では、山麓に位置する眺望の優位性を生かし、安心して快適な入院生活を送れるよう、質の高いアメニティを備えた病床を提供しています。また、新たに*緩和ケア病棟を設置しました。



芦屋病院

○充実した救急医療体制

市立芦屋病院内科では、24時間365日*二次救急医療を実施し、救急患者の適切な*トリアージと、必要に応じた入院治療が可能です。また、外科や小児科でも、圏域内の病院と輪番による救急医療体制の一翼を担っており、市民の安全・安心に貢献しています。

○地域の病院や診療所とのネットワークによる充実した医療体制

市立芦屋病院では、地域の中核病院として、診療所など地域医療機関との連携を強化し、質の高い医療の提供を行っています。平成26年度(2014年度)からは、「h-anshin*むこねっと」や「*市立芦屋病院病診連携システム」を稼働し、患者情報を地域医療機関と共有することで、更なる連携の強化を図っています。

○病院間をつなぐバスの運行

市内の病院間の連携と利便性向上を目指し、市内の3つの病院を結ぶ病院ネットワークバスを運行しています。

2 今後の取組〔重点施策〕

① 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。

- ・市立芦屋病院と地域の医療機関の連携を強化します。

※後期基本計画6-2-1

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎*ICT活用による医療機関連携

◆救急体制の充実

1 芦屋市の特徴

○充実した*救急救命士の配置

国が示す消防力の整備指針の中では、救急車に乗車する*救急救命士は1名以上が基準となっていますが、本市においては、原則2名が乗車し、救急救命の活動に当たっています。

<現場到着時間（平均時間）6.7分：全国8.5分>



救急車で出動する救急隊員

2 今後の取組〔重点施策〕

① 救急救命活動の充実を図り、市民が適切な診療を受けられる体制を構築します。

- ・病院前救護の質を高めるために、*救急救命士の育成を進めるとともに、一刻も早い救命措置を行えるよう、気管挿管や薬剤投与など、より高度な救命処置ができる*認定救急救命士を計画的に養成します。
- ・適切な医療機関に迅速に搬送できるよう、地域医療機関との連携を図ります。

※後期基本計画6-2-2（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎平成27年度（2015年度）から24時間営業の市内コンビニエンスストアに*AEDを設置
- ◎救急車へ乗車する*救急救命士を*認定救急救命士の資格保有者とする

1 芦屋市の特徴

○助け上手・助けられ上手な地域づくり

「第2次芦屋市地域福祉計画」策定時に立ち上げた「地域福祉アクションプログラム推進協議会」で、市民と協働して様々なプロジェクトに取り組んでいます。市民が知りたい情報を発信する「情報紙プロジェクト」、人と人をつなぐ「ベンチプロジェクト」の他、「ひとり一役」、「キラッとプロジェクト」の活動により、地域に根ざした福祉が広がってきています。

○全国に先駆けて「権利擁護」の専門機関を設置

平成22年（2010年）7月に高齢者及び障がいのある人に対し、権利擁護に関する相談から支援までを総合的に行う「*権利擁護支援センター」を設置し、成年後見制度の利用、金銭管理、虐待等の権利侵害に関する相談を受け、必要に応じた支援を行っているほか、権利擁護支援者養成研修を行い人材育成にも取り組んでいます。

○複合的な福祉課題に対応するトータルサポート

既存の制度では対応できないケース、複数の支援機関が関わるケースの連携、調整、継続的支援等を行うため、「トータルサポート係」を設け、組織横断的なサポートを行っています。

2 今後の取組〔重点施策〕

① 高齢者の参加が推進され、担い手として活躍できる仕組みづくりを行います。

- ・支援が必要な高齢者を把握するために、地域に働きかけます。また、支援体制の整備を進めるために、介護保険事業で新たに創設される「*介護予防・日常生活支援総合事業」の検討、準備を行い、実施します。

※後期基本計画 7-2-2（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎平成29年（2017年）4月の*介護予防・日常生活支援総合事業開始に向けて、高齢者が地域住民の助け合い活動の担い手として事業に参加できる制度を設計

② 高齢者の社会参加と就労の機会を拡充し、生きがい活動を推進します。

- ・高齢者の経験と技術を活用できる機会を増やすための仕組みをつくるため、*シルバー人材センターを支援します。
- ・老人福祉会館での文化、教養、レクリエーション活動を促進するほか、身近なところで趣味・創作活動ができる、生きがいデイサービス事業を充実します。

※後期基本計画 7-2-3（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎*シルバー人材センターが、高齢者の雇用・活躍の場だけでなく、居場所・交流の場や・介護予防の場も創出できるよう支援

1 芦屋市の特色

○様々な困りごとに対応できる保健福祉センターの総合相談窓口

保健福祉センターに設置している総合相談窓口では、市民の相談内容に応じ、適切に各専門機関へつないでいます。

○*高齢者生活支援センターや*介護予防センターなどの福祉拠点

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮せるよう、*高齢者生活支援センターを設置し、包括的なケアの最前線に立つとともに、*介護予防センターはじめ、市民が自主的に介護予防に取り組める場を提供しています。



介護予防センターでの事業

○地域の課題を地域で解決する仕組み

地域で暮らす支援が必要な方を支える仕組みとして「*地域発信型ネットワーク」を構築し、地域の社会資源や福祉ニーズの把握、市民・関係機関への啓発、連携づくりを行っています。

2 今後の取組〔重点施策〕

① 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。

- ・*地域見まもりネット事業を推進し、各圏域における*高齢者生活支援センターを強化するとともに、医療機関などとの連携を図ります。

※後期基本計画7-2-1（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎*高齢者生活支援センターなど、各圏域に生活支援コーディネーターを配置
- ◎在宅医療・介護連携に関する相談支援を行う「（仮称）在宅医療・介護連携支援センター」の開設
- ◎医療機関などと連携しながら認知症の人及びその家族を訪問し、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームの設置

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

◆震災を経験した芦屋市～災害に強いまちづくり～

1 芦屋市の特色

○阪神・淡路大震災を経て強化されたまちの防災力

本市は阪神・淡路大震災で甚大な被害を受けましたが、復興のまちづくりの中で災害に強いまちづくりを進めました。区画整理事業による道路の拡幅、山手幹線の開通、小学校（打出浜小学校を除く）はじめ 10 か所の飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、防火水槽 95 基整備等、まちの防災力を強化しています。

○耐震化された市の建築物

市が所有する建築物については計画的に耐震化し、特定建築物（*プラント系を除く）の耐震化は概ね終了しています。特に保育所・幼稚園・小中学校は全て耐震化が終了し、安全・安心な教育・保育環境を整備しています。

○迅速に災害対応するため市内 41 か所に防災・備蓄倉庫を設置

防災倉庫の設置数は 41 か所で、市の面積割合で比較すると他市よりも多く設置しており、「いざ」という時のために資機材が使用できるよう定期的に点検しています。また、災害時に防災拠点となるすべての小学校に備蓄倉庫を設置しており、水や食料等を保管しています。備蓄数は、阪神・淡路大震災のピーク時の避難数（21,000 人）を想定しているほか、備蓄物資としてアレルギー対応食品や子ども向け非常食も取り入れています。



防災倉庫（三条南町）

○兵庫県下初の防災ボックスの設置

震度 5 弱以上の揺れを感知し、自動解錠する「防災ボックス」を平成 26 年度（2014 年度）に国道 43 号以南の小中学校に導入しました。防災ボックス内に体育館などの鍵を保管することで、迅速な避難所開設が可能になりました。



防災ボックス平常時



防災ボックス開錠時

2 今後の取組〔重点施策〕

① 想定される様々な大規模災害に対応できる防災・減災体制を充実させます。

- ・新たな知見に基づきながら「地域防災計画」を更新し、災害発生時に備えた訓練を実施します。
- ・災害発生時に民間事業者などの専門的なノウハウ、物資、資機材の提供等の支援が円滑に行えるようにするため、*災害時における応援協定を*指定管理者や福祉施設（福祉避難所）と締結します。また、物資集配センターの施設などを見直します。
- ・避難所の防災機能を強化するために、長期にわたり避難生活が行えるよう、学校園などに、マンホールの上に簡易なトイレ設備が設置できる対策と断水時における生活用水対策を行います。

※後期基本計画 9-1-3

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 「*国土強靱化地域計画」の策定及び推進
- ◎ 学校にマンホールトイレや井戸を設置
- ◎ 平成27年度（2015年度）には、すべての小中学校に防災ボックスを設置

② 民間建築物の防災・減災機能の向上を促進します。

- ・旧耐震基準の一戸建て住宅の耐震改修，建替えその他の耐震化を推進するため，案内文書などの送付及びセミナー等の実施など周知，啓発に取り組みます。
- ・旧耐震基準のマンションの耐震改修を更に推進するため，管理組合などに対する意向調査や耐震化に関する情報発信を行います。

※後期基本計画 9-2-1

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 災害に強い良質な住宅ストックの維持に向けた耐震診断，耐震相談に係る体制の充実
- ◎ 民間建築物に対する耐震改修工事や建替等に係る助成制度の見直し

1 芦屋市の特徴

○近隣各市や地域と連携した防災訓練の実施

近隣各市などとの合同訓練を定期的実施し、大規模災害をはじめ様々な災害に備えて取り組んでいます。また、地域の自主防災訓練に市も積極的に関わり、災害に対応できるよう協働で取り組んでいます。



防災訓練

○防災ガイドブックの配布

災害に対する情報などをまとめた「防災ガイドブック」を全戸配布し、災害時に市民が自主的な行動をとるための情報を発信しています。

○津波対策として、「こども津波避難ビル」を導入

津波襲来時の避難者の殺到を想定し、従来の津波一時避難施設に加えて、津波の危険性がある保育所の子どもが避難できる施設として「こども津波避難ビル」の協定を集合住宅の管理組合と締結しています。



○他団体と*災害時における相互応援協定の締結

大規模な災害への備えとして、他団体と*災害時における相互応援協定を締結し、連携を強化することによって、災害時の救援体制を充実させています。

<国際特別都市建設連盟に加盟する都市（11市町）と地震等災害時の相互応援に関する協定を締結>

○阪神・淡路大震災の経験、教訓の継承と防災士の養成

職員間における震災の経験、教訓の継承を行うとともに、災害時にリーダーを担えるよう市民及び職員が防災士の資格を取得しています。

<市職員 防災士 59名（平成26年度）>



まずは「あしや防災ネット」へ登録を！

2 今後の取組〔重点施策〕

① 災害時に地域の人たちが主体となって防災活動が行える基盤作りを進めます。

- ・津波浸水被害や土砂災害の恐れがある地区から優先して地区防災計画の策定を支援します。
- ・災害時に要援護者が安全に避難することができるように、要援護者の「*個別避難支援計画」を策定します。
- ・災害時に情報入手手段を持たない*災害時要援護者などへの情報伝達手段の追加導入を検討します。

※後期基本計画 9-1-1

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎避難情報を確実に伝達していくための方法の検証
- ◎地区防災計画の策定を通じて、災害の基礎的な情報の周知を図る
- ◎*災害時要援護者に対する支援を進める

1 芦屋市の特徴

○消防隊員が短時間で現地に到着

通報を受け、出動してから現場到着するまでの時間が、他都市と比べて短く、火災や救急における緊急事案に対し、被害を最小限にするよう努めています。また、コンパクトな市域に加えて、平成 11 年（1999 年）に奥池分遣所を開設し、市内 4 か所に署所を配置したことにより、現場到着時間を短縮化しています。



救助訓練

○消防車両や装備の充実

高規格救急車、ポンプ車、40m級はしご車等、消防車両の更新を計画的に行っています。また、*統合型発信地表示システムの導入など通信機器の向上により、更なる初動対応の迅速化を行っています。



消防車両

2 今後の取組〔重点施策〕

① 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。

- ・日々進化する通信機器に対応した 119 番受信体制を確立します。
- ・消防車などの適正利用のため、119 番通報の正しい理解に向けて、分かりやすい広報物を作成し、啓発に取り組みます。
- ・地域防災力の強化のため、消防団員を効果的に募集し、入団促進を行います。

※後期基本計画 9-1-2（抜粋）

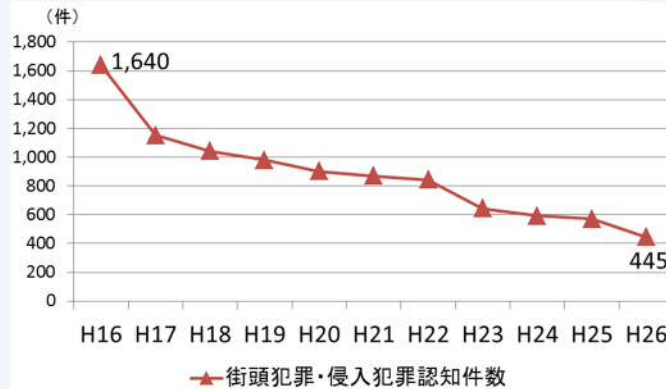
〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎高浜分署建替えに伴う消防体制の強化
- ◎公共交通機関と連携した更なる啓発促進

1 芦屋市の特色

○犯罪を起こさせないまちづくり

街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数については、10年前と比較しておよそ1/4にまで減りました。夜間でも安心して通行できるよう、*まちづくり防犯グループなどの夜間パトロール結果に基づき、必要な場所への街灯の新設や、照度アップ、LED化を進めています。



○子どもを犯罪から守る見守りパトロール

平成18年度(2006年度)から青色回転灯防犯パトロール車で児童の下校時のパトロールを行っているほか、警察、愛護協会、*まちづくり防犯グループ、自治会等、地域団体との連携した登下校の見守りなどを実施し、地域ぐるみで子どもに対する犯罪の抑止に努めています。



青色回転灯防犯パトロール車

2 今後の取組〔重点施策〕

① 見守り活動や情報提供の充実により、犯罪が起きにくい環境を整えます。

- ・*まちづくり防犯グループなどへの若い世代の参加などの活性化を図り、見守り、見回り活動が充実できるよう支援します。
- ・警察などの関係機関とも情報を共有し、市民への情報発信を充実させるほか、市で行える対策を講じます。
- ・照度調査などを行い、街灯の新設、補修等照度の向上を図るとともに、LED灯への更新により球切れによる消灯を減少させます。

※後期基本計画 8-2-1 (抜粋)

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ホームページで犯罪発生状況などの情報を発信
- ◎防犯カメラの設置
- ◎視覚対策として死角になっている生垣などの剪定
- ◎市で管理する街灯のLED化
- ◎地域の人による見守り活動を充実させるとともに、子ども等を対象に情報端末を利用した見守りの実施を検討

ASHIYA (主な沿革)

| | | | |
|-----|-----|--|------------------|
| 明治 | 7年 | 大阪・神戸間に国鉄（現JR）が開通する。 | |
| | 22年 | 町村制の施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の4村が合併し精道村が誕生する。 | |
| | 38年 | 阪神電鉄が開通し打出・芦屋の停留所を設置する。 | |
| 大正 | 2年 | 国鉄（現JR）芦屋を設置する。 | |
| | 9年 | 阪急電鉄神戸線が開通し芦屋川停留所を設置する。 | |
| | 12年 | 精道村役場庁舎が完成する。 | |
| 昭和 | 2年 | 阪神国道（国道2号）が開通する。 | |
| | 4年 | 阪神国道バスが開通する。 六麓荘の開発が開始される。 | |
| | 13年 | 阪神大水害。 | |
| | 14年 | 芦屋川河川改修工事が始まる。 | |
| | 15年 | 精道村が芦屋市となる。 | |
| | 20年 | 阪神大空襲 | |
| | 23年 | 芦屋市消防署が発足する。芦屋市警察署を設置する。 | |
| | 26年 | 「芦屋国際文化住宅都市建設法」を制定する | |
| | 27年 | 芦屋市霊園に着手する。市立芦屋病院を開設する。 | |
| | 35年 | 芦屋市庁舎が完成する。 芦屋市旗を制定する。 | |
| | 38年 | 第2阪神国道（国道43号）が開通する。 | |
| | 39年 | 芦屋市民憲章を制定する。 | |
| | 43年 | 都市計画法が施行され高度地区を指定する。 | |
| | 45年 | 阪神高速道路神戸線が開通する。 ルナ・ホールが開館する。 | |
| | 47年 | 体育館・青少年センターが開館する。 | |
| | 48年 | 緑ゆたかな美しいまちづくり条例を施行する。 | |
| | 50年 | 芦屋浜埋立地の造成が完成する。（54年から入居開始） | |
| | 51年 | 新築された市民センター別館で公民館が開館する。 | |
| | 54年 | 国鉄（現JR）芦屋駅北地区の再開発を開始する。（平成10年完了） | |
| | 62年 | 図書館を伊勢町に新築開館する。 | |
| | 63年 | 谷崎潤一郎記念館が開館する。 | |
| | 平成 | 3年 | 美術博物館が開館する。 |
| | | 6年 | 阪神高速道路湾岸線が開通する。 |
| | | 7年 | 阪神・淡路大震災 |
| | | 8年 | 芦屋市都市景観条例を施行する。 |
| | | 9年 | 南芦屋浜埋立地の造成が完成する。 |
| | | 10年 | 震災復興公営住宅の入居開始 |
| 12年 | | 芦屋市住みよいまちづくり条例を施行する。 | |
| 16年 | | 「芦屋庭園都市宣言」を行う。 芦屋市総合公園が完成する。 | |
| 18年 | | のじく兵庫国体開催 | |
| 20年 | | 芦屋市緑の基本計画を策定する。 | |
| 21年 | | 市域全域を景観地区に指定。緑の保全地区を指定。 芦屋市消防庁舎建替え | |
| 22年 | | 芦屋市市制施行70周年。 芦屋川沿いを特別景観地区に指定。 山手幹線全線開通 | |
| 26年 | | 景観行政団体に移行する。 | |
| 27年 | | 芦屋市景観計画を策定する。 | |



芦屋川



地域の見守り



防災訓練



ふるさと寄附

4. 若い世代の子育ての希望をかなえるための取組

〔基本目標2〕若い世代の子育ての希望をかなえる

(1) 妊娠・出産・子育ての支援

◆保育サービスの充実

1 芦屋市の特色

○充実した保育士の配置による手厚い保育環境

質が高く、きめ細やかな保育を実施するため、市内すべての公立・私立の保育所（園）・*認定こども園・*小規模保育事業所で、1～5歳児において国基準を上回る保育士の配置を実施しています。

| （保育基準） | 1・2歳児：保育士 | 3歳児：保育士 | 4・5歳児：保育士 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 芦屋市 | 5人：1人 | 15人：1人 | 20人：1人 |
| 国 | 6人：1人 | 20人：1人 | 30人：1人 |



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

○待機児童の解消に向け、認可保育施設を積極的に誘致

公立保育所6か所、私立認可保育園10か所のほか、*小規模保育事業所2か所、*認定こども園（幼稚園型）1か所があり、現在1,000人を超える定員数ですが、更なる待機児童の解消に向け、*小規模保育事業所や*認定こども園等の整備に取り組んでいます。

○第2子以降の子どもの保育料を軽減

幼稚園・*認定こども園（幼稚園部）は小学校3年生以下、保育所（園）・*認定こども園（保育所部）・*小規模保育事業所等は小学校入学前の最年長の子どもから数えて2人目の子どもは保育料が半額、3人目以降の子どもは無償になります。

○配慮を要する子どもへのきめ細かな対応

全認可保育施設で、配慮を要する子どもに対して、「ともに遊び、ともに育つ保育」を実施しています。

○アレルギーに配慮した「食」への取組

全認可保育施設で、子どもの安全を第一に考え、一人一人に応じた食物アレルギーへの対応を行っています。

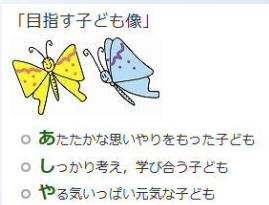


保育所

○すべての市立幼稚園で実施している預かり保育

保護者の子育てを支援するため、すべての市立幼稚園で午後4時30分まで預かり保育を実施しています。

<平成26年度（2014年度）：延べ23,144人、1園あたり1日平均11.5人>



○病気の子どものも安心して預けられる*病児・病後児保育

市立芦屋病院で病児保育と病後児保育を実施しており、病気の子どものも預けることができます。仕事の都合などで、子どもの保育ができない保護者を支援しています。

○放課後にそのまま校内で学童保育（*放課後児童健全育成事業）

市立全8小学校で、学校の放課後、保護者が就労などで昼間家庭を不在にする小学校1年生から3年生を対象に、遊びを通じて生活指導その他児童の健全育成を図ることを目的に実施しています。

2 今後の取組〔重点施策〕

① 必要とするときに適切で良質な保育サービスを提供します。

- ・待機児童が生じないように、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、*小規模保育事業所や*認定こども園等の整備を計画的に進めます。
- ・*病児・病後児保育を利用しやすくするために、実施施設の増設や広域的な利用などにより提供体制の確保を図ります。
- ・*放課後児童健全育成事業の高学年の受入れについて、提供体制を整備します。

※後期基本計画 5-2-1

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 圏域別のニーズを踏まえ、*小規模保育事業所や*認定こども園等の誘致
- ◎ *病児・病後児保育の提供体制の充実
- ◎ *放課後児童健全育成事業の高学年の受け入れ体制の整備（平成28年（2016年）4月からは4年生も対象）

② 就学前の子どもの健やかな発達を保障する教育・保育を提供します。

- ・「就学前カリキュラム」に基づき、幼稚園、保育所（園）、*認定こども園の連携を深め、質の高い教育・保育が受けられるように取り組みます。

※後期基本計画 4-1-1（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎ 幼稚園・保育所（園）・*認定こども園の合同研修会の実施

1 芦屋市の特色

○妊婦健康診査及び妊婦歯科検診にかかる費用を助成

妊婦のかたが安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査と妊婦歯科健康診査の費用助成を行い、受診者の負担の軽減を図るとともに妊娠期からの健康管理の支援を行っています。



マタニティマーク

○保健師がすべての親子に個別育児相談

保健師が、各乳幼児健康診査を通してすべての親子と関わることで個別育児相談を実施し、健康的に過ごせるようにそれぞれの親子に応じた支援を目指しています。

○予約いらすの育児相談

保健センターで行われている月1回の育児相談は予約を取らず、受付時間内に来られたすべてのかたの相談を専門職がお受けしています。

○安心して就学を迎えるための5歳児発達相談

就学前の家庭が抱えている不安や心配ごとに対して、子どもの特性や関わり方を理解し、子どもに応じた子育てができるよう関係機関と連携し支援しています。

○成人の風しん予防接種助成事業

先天性風しん症候群などの予防のために、予防接種に必要な費用の一部助成を行っています。

2 今後の取組〔重点施策〕

① 妊娠・出産期から子育て中の家庭における切れ目のない支援を実施します。

- ・妊娠中の健康診査及び健康教育・相談等の母子保健相談支援を充実します。
- ・子育てセンターなどの身近な相談の場の充実を図るとともに、関係機関の連携による支援体制を推進します。

※後期基本計画 5-1-2

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎妊婦健康診査の助成制度の充実
- ◎子育てセンターなどでの子育て相談の充実
- ◎平成27年度（2015年度）から、中学校3年生までの医療費無料化

1 芦屋市の特徴

○地域での子育てを支援

子育てセンターの地域子育て支援拠点「むくむく」を中心に、市内2か所の出張ひろば「ぷくぷく」「もこもこ」、市立幼稚園の「*なかよしひろば」、*民生委員・*児童委員による「*あい・あいるーむ」等、市内各地域で子育て親子が集うひろばを開催し、地域での子育てを支援しています。



子育てセンター

○市内に*赤ちゃんの駅が120か所

「*赤ちゃんの駅」として市内全域約120か所の店舗や事業所で授乳やおむつ替えのスペースを提供いただき、子育て親子が外出しやすい環境づくりを行っています。



○子育てタウン「わくわく子育て」で子育て情報をタイムリーにお知らせ



アプリのご利用で、芦屋市からの行政サービス情報、子育て情報、イベント情報等がタイムリーに届くため、大切な情報を見逃すことがなくなります。



2 今後の取組〔重点施策〕

① 地域で子育てについて交流、相談しやすい環境を整えます。

- ・子育て家庭が身近なところで交流しやすいように、子育て支援拠点など親子が集うひろばの充実を目指します。
- ・乳幼児の保護者が、親子で遊びに行け、育児について親同士が話し合える場所となるように、幼稚園で園庭開放や未就園児交流会等を実施します。

※後期基本計画 5-1-1

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎地域子育て支援拠点事業の充実
- ◎市立幼稚園における3歳児親子ひろばの充実

〔基本目標2〕若い世代の子育ての希望をかなえる

(2) 教育環境の充実

◆特色ある教育内容

1 芦屋市の特色

○子どもたちの高い学力を維持・伸長する教育

全国学力・学習状況調査では、本市の子どもたちの国語、算数・数学の平均正答率は、小中学校ともに毎年、全国平均を上回っています。学力向上に向けて本市では、平成20年度から算数・数学の学習指導員（*チューター）を全校に配置して、子どもたちの学びをサポートしており、その効果が結果に結びついています。

| 全国学力・学習 状況調査結果 (H27.4) | 国語 | | 算数・数学 | |
|------------------------------|-----|-----|-------|-----|
| | A | B | A | B |
| 小学校 | 110 | 114 | 109 | 128 |
| 中学校 | 106 | 105 | 112 | 119 |

*全国平均を100とした場合（問題Aは主として知識，問題Bは主として活用を問う問題）

○子どもたちの学びをサポートする体制

*チューターの他、すべての小学校に*理科推進員を配置し、子どもたちの学びをサポートしています。さらに、すべての学校園において特別支援教育支援員などを配置し、配慮を要する子どもたちへのきめ細かな支援を行っています。

○子どもの感受性を豊かにする読書のまちづくり（ブックワーム芦屋っ子の育成）

「子どもに読ませたい図書リスト400選」を作成し、本の紹介を行っています。読書スタンプラリーを実施し、読書に対する意欲を高める工夫をしています。さらに、朝読書やボランティアによる読み聞かせを実施するとともに、おはなしノートや読書ノートを活用し、家庭でも本や絵本を読むきっかけを作っています。

また、すべての小中学校図書館に専任の司書補助員を配置し、学校図書館の環境の整備、充実を図っています。



ボランティアによる読み聞かせ

○子どもが主体的・協働的に学ぶアクティブラーニングの推進

課題の発見と解決に向けて主体的、協働的に学ぶ学習（話し合い、討論、ディベート等）を積極的に行い、自ら情報発信できる力を身につけるよう努めています。



タブレット端末を使った授業風景

○子どもたちがお互いの個性を大切にしあえる教育

障がいの有無に関係なく全ての子どもが参加できる*ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業づくりを行っています。*インクルーシブ教育システム構築に向けた研究を進めるとともに、芦屋市*特別支援教育センター、県立芦屋特別支援学校とも連携しながら、個々の教育的ニーズに応じた指導、支援を行っています。

○子どもたちの感性を磨く文化芸術活動

毎年2月頃に造形教育展を、美術博物館の全館を使用して開催し、市内の公立幼稚園・小学校・中学校生の作品を約1,000点展示しています。

○こだわりの食を体験する食育

自校調理方式の利点を生かし豊富な献立による給食を実施する中で、小学校1年生から授業に参加体験型の食育を取り入れています。



参加体験型の食育

2 今後の取組〔重点施策〕

① 子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を図る指導を充実します。

- ・*チューター、*理科推進員を効果的に活用し、学力が定着しにくい児童生徒の学習意欲と学力の向上を目指します。
- ・小学校における英語学習の教科化に備え、子どもの英語の学習意欲と活用能力が向上するように、英語を系統的、専門的に指導する人材を配置するとともに、中学校との滑らかな接続を目指したカリキュラムを作成し、指導の充実を図ります。
- ・子どもが読書の喜びや楽しさを体感し、読書意欲を高めることができるよう、*家読（うちどく）などの活動を推進し、子どもの読書機会を増やします。また、本を活用した学習を推進するために、授業での学校図書館利用を促進するとともに、公立図書館との連携を強化します。
- ・*インクルーシブ教育システムの構築をめざし、共に学びながら、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を十分に受けられる環境整備を進めます。

※後期基本計画 4-1-2

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎子どもの学力向上を目指した研究の推進
- ◎小学校英語の教科化に対応した指導の充実
- ◎子どもの読書の街づくりを目指した読書活動の充実

1 芦屋市の特色

○子どもの命や人権の大切さを重視

道徳教育，人権教育，阪神・淡路大震災の経験や教訓を引継ぐ防災教育等，命の大切さを教育するとともに，いじめや暴力などに対しては，学校，教育委員会を中心に関係機関と連携して対応できる体制を整えています。

○快適で安全・安心な教育環境の整備

全学校園においては，平成 22 年度（2010 年）までに耐震化 100%を実現しました。また，空調整備においても，全学校園ともそれぞれ完了しています。

さらに，廊下やトイレを清潔感あふれるきれいなものへ，順次改修しています。

○*ICT 環境の整備

教育の情報化に対応して，各学校にタブレット PC など* I C T 機器を計画的に導入し，その効果的な活用について，研究を進めています。また，子どもたちが発達段階に応じて，情報を正しく選択し活用する力を身に付けられるよう，指導の充実を図っています。

○子どもの交通事故防止の徹底

地域とともに，子ども見守り巡回パトロールのほか，通学路の安全確保として路側帯のカラー化やゾーン 30 の路面標示を導入するなど，安全で安心して通学できる環境整備に努めています。



整備された路側帯のカラー化

○おいしく安全・安心な学校給食（給食は自校調理方式を採用）

すべての小学校では，自校調理方式を採用し，心のこもったおいしい手作り給食が実施されています。栄養士を各校に 1 人配置し，学校ごとに*バイキング給食など，工夫を凝らしたメニューの給食を行い，大変喜ばれています。また，アレルギーを持つ子どもにも一人一人丁寧に対応しています。



学校ごとに特色のある給食

| 給食実施校 9 校 (H27.11.1 時点) | 芦屋市 | 国基準 |
|----------------------------|-----|-----|
| 栄養教諭又は栄養士の配置数 | 9 人 | 6 人 |

2 今後の取組〔重点施策〕

① 子どもたちが命や人権を大切にする「豊かな心」と、「健やかな体」をバランスよく身に付けられるよう取り組みます。

- ・教育相談の充実や実態把握のためのアンケート調査を実施するとともに，子どもたち自身がいじめについて考える機会を設けるなど，いじめ防止策を推進します。
- ・関係機関との連携を更に強化し，学校の生徒指導を支援する体制整備を進めます。
- ・学校園における体力向上の指導の研究と実践に取り組むとともに，家庭で実践できる子どもの健康・体力づくりについて，保護者への啓発に取り組みます。
- ・山手中学校，精道中学校について，校舎の建替えと併せた給食実施のための準備を進めます。

※後期基本計画 4-1-3（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎いじめ防止基本方針に基づいたいじめ防止の取組の徹底
- ◎スクールソーシャルワーカーの配置
- ◎子どもの発達に応じた体力向上の取組の研究を实践
- ◎平成27年（2015年）10月から潮見中学校で給食を実施。山手中学校，精道中学校は，校舎の建替えに合わせて給食を順次実施

② 心やすらぐ充実した教育環境の整備を計画的に進めます。

- ・山手中学校，精道中学校の建替えに着手するほか，各学校園施設の整備を実施するとともに，教育備品の整備を計画的に行います。

※後期基本計画 4-1-5（抜粋）

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎老朽化した岩園幼稚園舎の建替えを実施
- ◎教室が不足している岩園小学校の増築を実施
- ◎浜風小学校の大規模改修を実施

③ 地域と連携した子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。

- ・子どもたちが放課後などを安全・安心に過ごせる居場所として，*あしやキッズスクエア，校庭開放，*子ども教室等を地域の協力を得て充実します。

※後期基本計画 4-3-2

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎*あしやキッズスクエアを市立全8小学校で実施

④ 地域と連携して子どもたちの安全確保を図ります。

- ・通学路合同点検を地域と共に実施し，関係機関と連携して危険箇所の点検，改善を進めます。

※後期基本計画4-3-3

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎定期的な通学路合同点検の実施

1 芦屋市の特徴

○「働くことの意味」「楽しさ」「厳しさ」を地域から学ぶ体験の場「*トライやる・ウィーク」

中学校での*トライやる・ウィークによる職場体験をはじめ、幼児教育体験、福祉体験、芸術活動等、地域社会の中の様々な体験活動を通じて、生徒の豊かな感性や創造性を育むよう取り組んでいます。

○連帯感と自治意識を育む*コミュニティ・スクール

小学校を、学校の教育活動に支障のない範囲で地域住民に開放し、自主的な文化活動・スポーツ活動を通じて、学校・地域・家庭の連携とより良いコミュニティの創造・発展を図っています。昭和53年(1978年)の三条コミスク設置を皮切りに全小学校区で活動されています。

2 今後の取組〔重点施策〕

① 子ども・若者が将来の夢や希望を持てるよう支援します。

- ・小中学校において、子どもたちに将来の夢や希望を育む指導、望ましい勤労観や職業観等、社会的、職業的自立のために必要な資質や能力を育てる教育を充実します。

※後期基本計画4-2-1(抜粋)

〔参考：今後検討を進めていく主な事業〕

- ◎自立をめざしたキャリア教育の推進
- ◎自然体験、社会体験活動の充実

5. 基本目標における重要業績評価指標〔KPI〕

〔基本目標1〕安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承する

◆主な重要業績評価指標〔KPI〕

| 指標（単位） | 現状値 (H26) | 方向性 | めざす値 (H31) |
|--|---------------|-----|---------------|
| （1）良質な住まい・住環境の形成 | | | |
| ◆地域におけるまちなみなどの景観の美しさに関して「かなり良い」又は「やや良い」と回答した市民の割合（％） | 84.7 | ↗ | 90 |
| ◆芦屋市屋外広告物条例(H28.4 施行予定)の規制内容に適合する屋外広告物の割合（％） | 62.4 (見込数) | ↗ | 82.5 |
| ◆無電柱化率（％） | 12.4 | ↗ | 14.1 |
| ◆*オープンガーデン参加者数（人／年） | 81 | ↗ | 125 |
| ◆市街地（奥池地区除く）*緑被率（％） | 22.0 (H17) | ↗ | 27.6 |
| （2）地域における医療・福祉の充実 | | | |
| ◆紹介率(他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合)（％） | 37.0 | ↗ | 47.8 |
| ◆逆紹介率(市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合)（％） | 64.9 | ↗ | 69.2 |
| ◆*認定救急救命士の救急業務活動従事者数（人） | 17 | ↗ | 28 |
| ◆*シルバー人材センターの会員数（件／年） | 1,004 | ↗ | 1,254 |
| ◆*高齢者生活支援センターの新規相談者数（人／年） | 1,201 | ↗ | 1,264 |
| ◆*地域見まもりネット事業の加入事業者数（件／年） | 63 | ↗ | 94 |
| （3）安全・安心なまちづくりの推進 | | | |
| ◆民間事業者との*災害時における応援協定締結数(件) | 20 | ↗ | 37 |
| ◆住宅の耐震化率（％） | 93.3 (H25) | ↗ | 95.6 |
| ◆*個別避難支援計画策定数（件） | 1,380 | ↗ | 2,980 |
| ◆消防団員数（人） | 98 | ↗ | 108 |
| ◆街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数（件／年） | 445 | ↘ | 266 |
| ◆市が管理する街灯のLED化率（％） | 7.7 | ↗ | 37.4 |

〔基本目標2〕若い世代の子育ての希望をかなえる

◆主な重要業績評価指標〔KPI〕

| 指標（単位） | 現状値 (H26) | 方向性 | めざす値 (H31) |
|--|----------------------|-----|----------------------|
| （1）妊娠・出産・子育ての支援 | | | |
| ◆待機児童数（人） | 131 | ↘ | 0 |
| ◆*病児・病後児保育実施箇所数（か所） | 1 | ↗ | 2 |
| ◆*放課後児童健全育成事業の待機児童数（人） | 0 | → | 0 |
| ◆保健センターでの母子健康相談の人数（人／年） | 2,598 | ↗ | 2,720 |
| ◆子育てセンターにおける「つどいのひろば」などに参加する親子の数（人／年） | 53,313 | ↗ | 55,813 |
| ◆公立の全幼稚園での未就園児とその保護者に対する施設開放実施回数（回／年） | 234 | ↗ | 304 |
| （2）教育環境の充実 | | | |
| ◆児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出し冊数（冊／年） | 小学校 59.7 中学校 14.6 | ↗ | 64.2 16.7 |
| ◆小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみよう」と答えた児童の割合（％） | 92.1 | → | 92.1 |
| ◆中学校の数学で、「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合（％） | 80 | → | 80 |
| ◆通学路合同点検において確認された危険箇所（市が実施主体となる箇所のみ）の改善割合（％／年） | 100 | → | 100 |
| ◆*あしやキッズスクエア，校庭開放，*子ども教室の開催日数（日／年） | 1,060 | ↗ | 1,920 |
| ◆将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（％） | 小学校 86.0 中学校 71.7 | ↗ | 小学校 90.0 中学校 80.0 |

○KPIの設定（5年後(平成31年度（2019年度）)の目標数値の設定)

総合戦略においては、基本目標を達成するために進める主な取組を記載するとともに、その取組の効果を客観的に検証できる指標として、重要業績評価指標〔KPI (Key Performance Indicator)〕を設定しています。

◆今後の取組及びKPIは、平成28年度（2016年度）からの第4次芦屋市総合計画後期基本計画の重点施策を用いています。

6. 総合戦略を実行していくために

(1) 総合戦略の推進体制と進行管理の仕組み

○推進体制

総合戦略の推進に当たっては、参画と協働の視点に基づき取組を進めます。

また、庁内に総合戦略を推進するための体制を構築します。推進体制については、既存組織にこだわらず、組織横断的に柔軟な体制を構築します。

組織横断的で柔軟な推進体制を構築します。

○今後の進行管理及び総合戦略の見直し

総合戦略は、基本目標を達成するため、これまで本市が取り組んできた特色ある取組とともに第4次芦屋市総合計画後期基本計画で掲げる重点施策を推進することを基本に策定しています。

今後の進行管理においては、事務事業評価、施策評価等を通じて、第4次芦屋市総合計画後期基本計画とともに、KPIも含めた評価を行い、課題を抽出しながら、総合戦略も柔軟に見直しを行います。

また、今後、必要に応じて、外部有識者からの意見を反映させる仕組みも検討します。

今後の具体的な実施内容については、第4次芦屋市総合計画後期基本計画実施計画と一体的に取り組むとともに、柔軟な対応を行います。

